

こ成母第51号
令和5年4月28日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

こども家庭庁成育局長

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について

本日、母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号。以下「規則」という。）の一部を改正する、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第46号。以下「改正府令」という。）が公布されたところです。

改正府令の内容等は下記のとおりですので、御了知いただきますようお願いします。

記

第1 改正府令について

1 改正の趣旨

母体保護法（昭和23年法律第156号）第25条に基づき、人工妊娠中絶を実施した医師は、その月中の手術の結果を取りまとめ、都道府県知事に届け出なければならないが、その届出は、規則別記様式第13号による報告書によらなければならないこととされているところ（規則第27条）。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき、国内で初となる経口投与の人工妊娠中絶薬「メフィーゴパック」（以下「本経口中絶薬」という。）の製造販売についての厚生労働大臣の承認がなされたことを踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

規則別記様式第 13 号（2）に定める人工妊娠中絶実施報告票について、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、妊娠初期又は妊娠中期に、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤の投与の有無を記載させるものとしたこと。

その他所要の改正を行ったこと。

3 施行期日等

- （1）改正府令の公布の日（令和 5 年 4 月 28 日）から施行すること。
- （2）改正府令による改正前の様式により使用されている書類は、改正府令による改正後の様式によるものとみなすこと。
- （3）改正府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

第 2 留意事項

本経口中絶薬は、一般名ミフェプリストン及びミソプロストールの 2 剤を投与することにより人工妊娠中絶を行うものであるが、用法として、1 剤目を投与する日と 2 剤目を投与する日が異なることとなる。このため、本経口中絶薬を用いた人工妊娠中絶については、「人工妊娠中絶を実施した日」には、1 剤目を投与した日を記載するものとする。